

日々の地域実績



整備後



農業用水路整備：台風19号被害

上谷刈字宮林前



整備後

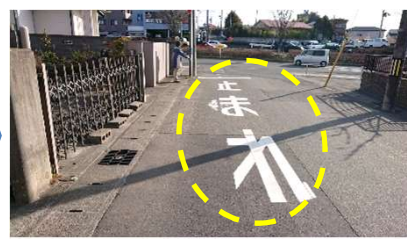


不法投棄雑種地：環境整備

南光台1丁目



整備後



止まれの路上表示：安全対策

南光台1丁目

【新型コロナ対策における 避難所実態調査】



[6月3日：南光台小学校防災倉庫にて]



[6月4日：南光台中学校防災倉庫にて]

【新型コロナウイルス感染症関連】 不審な電話にご注意ください！

「区役所保健センター」を名乗って個人情報聞き出そうとする不審な電話があったとの情報が、市民の方から寄せられています。
不審な電話には十分ご注意ください

【不審電話の概要】

「区役所保健センター」と名乗り「新型コロナウイルスの検査キットを自宅に送るので、住所、氏名を教えるように」という旨の不審な電話が寄せられたもの。区役所および保健所から新型コロナウイルスの検査キットを送付することはありません。

HP QRコード



新型コロナウイルス感染症

仙台市・宮城県
健康電話相談窓口（24時間受付）

022-211-3883
022-211-2882

または FAX 022-211-3192
で受け付けています

特別定額給付金

申請締切：8月26日（水）
（当日消印有効）

申請がまだの方はお忘れなく！

コールセンター 022-302-6434
受付時間：平日 8時30分～19時

泉区 市議会通信 VOL. 20

S A T O Y U K I O
佐藤 ゆきお

2020年7月発行
発行元／仙台市議会公明党市議団
仙台市泉区南光台1-56-15-1

仙台市議会議員 佐藤 幸雄
TEL 022-272-4863
E-mail yukio@sendai-komei.jp

第2回定例会

会派代表質疑（抜粋）令和2年6月

1. 新型コロナ対策 専門家の 更なる活用について提案

【佐藤幸雄議員】感染症対策の専門家や専門機関による正しい情報をあらゆるメディアやSNS等を活用して発信し、市民の皆様へ「見える化」をすべきである。何を基準に判断するのか、明確な理由を「見える化」することで納得がえられ、更なる感染対策への協力を得られると考えるが所見を伺う。

【市長】これまでも重要な局面で、感染症対策の専門家のご助言を頂いたり、医師会長から具体的なご意見や医療現場の声なども伺い、意思決定の判断に際し、参考としてきた。第2、第3波も懸念されることから、今後とも期を逃さず有識者や医療関係者に意見を伺う機会を設けてまいりたい。「見える化」ということについては、まだまだ十分でないところがあるかとも思う。私も会見等で「専門家からこのような意見もあった」というようなことを更に付け加えることも含め、アドバイザーボードの皆さまの「見える化」について検討してまいりたい。

2. 発熱外来の設置を早急に 推進すべき

【佐藤幸雄議員】発熱外来設置に向けた



医師会との協議はどうなっているのか。発熱外来の設置は臨時交付金での充当も可能であります。医療従事者の皆様からの協力なしには設置は難しいわけですが、医療体制充実のための財源は確保されるものと思われま。新型コロナウイルス感染症緊急対策プランにも、発熱患者への「医療の確保」は重点取り組みに挙げられていますが、いつまでにどこに設置をする考えなのか伺う。

【市長】診療所の方々に対して、かかりつけ医を持たない方々にどのように周知していくのか、という課題があると認識しており、現在、診療所に対してアンケート調査を実施している途中である。それがまとも次第、なるべく早く進めてまいりたい。

3. 地元企業の支援に力を尽くすべき

【佐藤幸雄議員】前例にとらわれない事業として、（仮称）仙台市サポーター企業支援事業として今後の仙台市の事業に積極的に取り組むことを条件に助成制度を創設するなど、地元企業を支援すべきである。

あらゆる手段を講じて予算を確保し執行すべきであり、市長はそこが覚悟があるのか、伺う。

【市長】国や県、そして本市において、これまでも、主に資金繰り支援や事業の継続を下支えする給付事業等の経済対策を実施してきた。事業者の皆様にとっては、感染防止策を講じながら活動を再開していくための更なる支援を求める声も多いと存じている。国の動向や地域経済の状況を踏まえ、感染症の収束状況に応じた需要喚起、あるいは交流人口の回復に向けた取り組みについて、更に強力に推し進めてまいりたい。

市長へ 新型コロナウイルス肺炎の 感染等に関する「第5次」緊急要望 6月1日

発熱外来設置など、今後の感染予防に
万全を期す為の取り組み等について



以下、経済産業省HPより「新型コロナウイルス感染症に伴う 家賃支援制度」の資料を抜粋して掲載させていただきます。（右側資料）

家賃支援給付金 に関するお知らせ

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金**を支給します。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

① 資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

② **5月～12月の売上高について、**
・1ヵ月で前年同月比 **▲50%以上** または、
・**連続する3ヵ月**の合計で前年同期比 **▲30%以上**

③ **自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い**

給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法 **申請時の直近1ヵ月における支払賃料（月額）**
に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円＋[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円＋[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

よくあるお問い合わせ

Q1.申請に必要な書類を教えてください。

A1. 今後、追加・変更の可能性がありますが、以下の書類をご用意いただく予定です。
① 賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）
② 申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書等）
③ 本人確認書類（運転免許証等）
④ 売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等） } 持続化給付金と同様

Q2.どのようなタイミングで給付金を申請できますか？

A2. 申請開始後、売上減少月の翌月～2021年1月15日までの間、いつでも申請できます。
（なお、給付額は申請時の直近1ヵ月における支払賃料に基づき算定されます。）

Q3.給付率1/3の上乗せ分が適用され、給付額（月額）の上限が100万円 や50万円になるのは、複数店舗を有する事業者だけですか？

A3. 支払賃料が高額な事業者であれば、有する店舗数が1つであっても適用されます。

Q4.自己所有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？

A4. 対象ではありません。

Q5.個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？

A5. 対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限ります。

Q6.借地の賃料は対象ですか？

A6. 対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するかどうかは問いません。
（例：駐車場、資材置場等として事業に利用している土地の賃料）

Q7.管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？

A7. 賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます。

Q8.地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？

A8. 対象ですが、給付額の算定に際して考慮される場合があります。

具体的な対象範囲や申請方法、申請開始日等の、本紙以上の制度詳細は検討中であり、準備ができ次第、公表しますので、今しばらくお待ち下さい。

本紙の内容に関するご質問は、以下のダイヤルまでお問い合わせください。

相談ダイヤル 家賃支援給付金 コールセンター

0120-653-930（平日・土日祝日8:30～19:00）